

英国現地調査報告

出張期間：平成 30 年 7 月 9 日（月）～13 日（金）

出張者：厚生労働省 3 名

訪問先：Shropshire 州 2 施設、Wales 州 1 施設

1 調査の目的

食品健康影響評価を踏まえ、その範囲内で輸入を解禁するため、英国と協議を行った対日輸出プログラムの実施可能性について、現地調査を行った。本調査では、英国でとさつ解体される 30 か月齢以下の牛由来の肉及び内臓について、月齢、出生国及び飼養国の確認、SRM の除去及び分別管理について確認を行った。

2 調査結果

(1) 月齢、出生国及び飼養国の確認

1 頭毎に個体管理しており、生体受け入れ時に、農場から提出されるパスポート、耳標及び牛管理システムのデータを照合し、個体識別番号、農場名、出生場所（国）、飼養場所（国）、生年月日、種類等の情報を調べることができるシステムが構築されている。

(2) 生体検査

食品基準庁（F S A）の検査官による生体検査が実施されており、BSE が疑われる牛は、食用のとさつがなされないように管理し、B S E 検査が実施されていた。

(3) SRM の除去

扁桃及び回腸等の SRM については、適切な除去が行われていた。また、一頭毎の器具の洗浄により、適切な方法で交差汚染の防止が図られていた。

(4) 分別管理

ア と畜場における、月齢、出生国、飼養国の分別管理

生体の受け入れ段階で対日輸出条件に適合した月齢範囲、出生国及び飼養国を確認し、対日輸出が可能な国で生まれ育った 30 か月齢未満の牛を最初にと畜処理をする等の方法により分別管理する。また、と畜後に耳標をスキャンすることで、月齢、出生国、飼養国等の情報が記載されたラベルが発行され、枝肉に添付される。

イ 部分肉処理における、月齢、出生国、飼養国の分別管理

対日輸出を行う際には、日本向けに輸出できるロットの枝肉からラベルをスキャンすることにより確認し、一日の最初に部分肉処理を実施し、対日輸出条件に適合する枝肉の処理が終わった後にはギャップを開けることで、その他の牛と区別し管理している。

(5) 製品保管・出荷

冷蔵庫内において、製品は輸出先国別に分別管理されており、日本向け製品についても専用スペースを設けるなど分別管理が行われるとの説明を受けた。衛生証明書は獣医官による必要な検査が行われ、発行される。

3 総括

英国より対日輸出する施設は、生体受け入れ段階でトレースサビリティシステムによる個体識別番号での月齢確認が可能となっており、これに基づき、枝肉及び内臓にラベルを表示するなどにより、処理工程での分別管理が適切に行われていた。また生体検査により BSE が疑われる牛については食用に回らないよう適切に取り扱われていること、と畜場においては扁桃や回腸等の SRM が適切に除去されていることを確認した。

以上の調査結果から、対日輸出条件の遵守が実施可能であることを確認することができた。